

平成27年11月定例教育委員会議案
(傍聴者向け)

中津市教育委員会

平成27年11月定例教育委員会提出案件

(平成27年11月19日提出)

(議案事項)

議第53号	平成27年度 12月補正予算(第4号補正)について	P 1
議第54号	福澤記念館指定管理者の指定について	P 19
議第55号	中津市指定文化財の指定の諮問について	P 23
議第56号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	P 37
議第57号	移動教育委員会について	P 69

(報告事項)

報 告	2015 オリンピックデーラン中津大会について	P 71
報 告	JOCオリンピック教室について	P 73

平成27年度 12月補正予算(第4号補正)について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年11月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

福澤記念館指定管理者の指定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年11月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

福澤記念館の指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、
福澤記念館の指定管理者を下記のとおり指定したい。

1 指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称

福澤記念館

2 指定管理者

(1) 所在地 中津市留守居町586番地

(2) 名称 公益財団法人 福澤旧邸保存会

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

説明

福澤記念館の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、本案のように提案する。

福澤記念館の指定管理者を選定する理由

1. 指定管理候補者

(1) 名 称 公益財団法人 福澤旧邸保存会

(2) 所 在 地 中津市留守居町586番地

2. 選定理由

指定管理者制度導入マニュアル	<input type="checkbox"/> ①緊急の場合	<input type="checkbox"/> ②出資法人等	<input checked="" type="checkbox"/> ③実績
任意による特命施設	<input type="checkbox"/> ④地域密着型	<input type="checkbox"/> ⑤特定の技術・ノウハウ	

（理由）

公益財団法人福澤旧邸保存会（以下「保存会」という。）は、昭和43年に設立された法人で、設立以来「公益財団法人福澤旧邸保存会定款」に基づき、福澤旧邸、記念館及び付属施設の建造物並びに記念品等の保存、蒐集に努め、福澤諭吉先生の遺徳を顕彰し、もって文化の発展に寄与することを目的として業務を行っている。また、福澤記念館の展示資料の多くは、保存会の所有物であり、所有者が直接管理をおこなうことが、展示物の保管、来館者への説明を行う上で望ましい。

※指定管理者制度導入マニュアル任意による特命施設

- ① 緊急に指定管理者を指定する理由がある場合
- ② 出資法人などによる団体の設立経緯や社会的役割を考慮して、現在の団体が引き続き管理運営する方が望ましい場合
- ③ 現在管理している団体が蓄積してきた管理・運営技術や専門的支援などの経営資源を活用して施設の設置目的を効果的に達成できる場合
- ④ 地域密着型施設で、地域の人材活動など合理的な理由や当該地域住民による構成された団体が管理運営を行った方が施設の活用を最大限発揮できるとともに経費の節減が図れる場合
市民との協働、地域のコミュニティーの醸成、市民活動の促進等の観点から地域住民で構成する団体を指定する場合
- ⑤ 施設の管理運営に特定の団体の技術やノウハウが必要である場合

任意指定（新規・更新）を予定している施設についての調書

指定管理施設名	福澤記念館							
任意指定業者（案）	公益財団法人 福澤旧邸保存会							
総 括 ※現在の管理者の業務全般に関しての総括	<p>当財団は、昭和43年に設立された法人で、設立以来「公益財団法人福澤旧邸保存会定款」に基づき福澤旧邸、記念館及び付属施設の建造物並びに記念品等の保存、蒐集に努め、福澤諭吉先生の遺徳を顕彰し、もって文化の発展に寄与することを目的として業務を行っている。平成18年度から10年間指定管理制度での施設の管理を実施してきた。展示替えやホームページの充実等サービスの向上に対する努力が認められる。</p>							
現在の管理者の問題点	<p>平成18年10月13日に業務上横領事件が発覚し問題となつたが、①公益財団法人福澤旧邸保存会定款の変更、②財団法人福澤旧邸保存会事務処理規則の制定、財団法人福澤旧邸保存会財務会計規則の制定、④財団法人福澤旧邸保存会就業規則の制定を行い、いずれも平成19年4月1日付で施行し、信頼回復及び業務改善を図っている。これ以降、各種書類・歳入歳出の事務等、問題は発していない。</p>							
施設の問題点	<p>福澤記念館は、昭和49年に建設された建物で老朽化が進んでいる。平成22年の改修のより、エレベーターなど多目的トイレの設置を行い、来館者の利便性向上に努めているが、今後も適切な管理、保全が必要。</p>							
利用者からの要望 (アンケート結果等)	<p>①体験コーナーが欲しい。②当時の生活がわかる展示物があると良い。③旧居の床の間に掛け軸があると良い。④職員が少ない。⑤入場料金（中津城とのセット料金）について説明不十分。⑥料金を無料として欲しい。⑦樹木の管理徹底。⑧福澤諭吉のグッズを充実させて欲しい。⑨エスカレータ設置。⑩館内が静かすぎるのでBGMがあると良い。⑪展示内容を紹介したパンフレットが欲しい。⑫館内でカメラを使用したい。⑬ベビーカーがあると良い。</p>							
期間の設定について	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">現在の設定期間</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">5年</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; padding: 5px;">期間の考え方 保存会による長期の管理が望ましいと考える。福澤記念館内の展示資料は、慶應義塾の所有物が多数あり、指定管理者を別の団体にすると、記念館内の現在の展示を続けることが困難。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設定予定期間</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">5年</td> </tr> </table>	現在の設定期間	5年	期間の考え方 保存会による長期の管理が望ましいと考える。福澤記念館内の展示資料は、慶應義塾の所有物が多数あり、指定管理者を別の団体にすると、記念館内の現在の展示を続けることが困難。	設定予定期間	5年		
現在の設定期間	5年	期間の考え方 保存会による長期の管理が望ましいと考える。福澤記念館内の展示資料は、慶應義塾の所有物が多数あり、指定管理者を別の団体にすると、記念館内の現在の展示を続けることが困難。						
設定予定期間	5年							
今後の課題等	<p>施設が老朽化しているので、適切な維持管理に努める必要がある。また、館内の展示方法等に変化を付け、来館者が繰り返し利用できる施設となるよう努める必要がある。</p>							

中津市指定文化財の指定の諮問について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年11月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

「法垣遺跡」の中津市指定について

中津市指定文化財について、中津市文化財保護条例第4条第3項の規定により、中津文化財調査委員へ諮詢します。

記

1. 名称及び指定区分

法垣遺跡 史跡

2. 所在の場所

中津市大字加来 1568 の一部

中津市大字加来 1569 の一部

中津市大字加来 1570 の一部

中津市大字加来 1571 の一部

中津市大字加来 1572 の一部

3. 所有者の氏名又は名称及び住所

中津市

中津市豊田町 14 番地 3

4. 説明

法垣遺跡（旧名称：大坪遺跡）は、犬丸川左岸の標高 25m 前後の台地上に位置します。遺跡は、昭和 60 年度に国道建設の際に発見され、古墳時代後期の集落跡などが調査されています。

中津市教育委員会は、平成 23 年 5 月～平成 24 年 11 月まで道の駅建設に伴い、その南側の高台で発掘調査を行いました。縄文時代、古墳時代、平安時代、中世の遺構・遺物が発見され、このうち縄文時代の遺構として、掘立柱建物跡や竪穴住居跡などが検出されました。縄文時代後期頃、九州に掘立柱建物が存在したことが今回の調査によって明確になりました。竪穴住居の 1 棟は、埋められる際に土器を置く祭祀行為を行い、さらに住居がある程度埋まつた段階で墓壙を掘り、遺骸を屈葬状態に安置していました。廃絶した竪穴住居内に墓壙を掘削したものは九州では 2 例目の発見です。

今後、当遺跡は九州の縄文時代の集落構造やその伝播、精神生活などを考える上で非常に多くの示唆を投げかけるものと予想されます。現在、重要遺構が検出された範囲（約 1,800 m²）は、盛土保存され道の駅内の史跡公園として整備されています。

5. 歴 史

中津市内の縄文時代後期の遺跡の分布状況を概観すると、遺跡から約1.5km東には縄文時代後期の複数の竪穴住居跡や廃屋墓が見つかった棒垣遺跡（県指定史跡）があります。また、犬丸川下流には当該期の植野貝塚（県指定史跡）が所在します。山国川流域では佐知遺跡で集落跡が検出されています。縄文時代晩期になると河口部や低地に所在する高畠遺跡や加来東遺跡で当該期の遺構・遺物が検出されています。

これまでの調査成果からは、縄文時代後期は、台地上を中心に集落が営まれ、晩期になると低地も開発の対象になったことが窺えます。当遺跡は縄文時代後期の集落の中でも拠点的な性格をもち、中津市はもとより九州の縄文時代文化を考える上で大変重要な遺跡であるといえます。

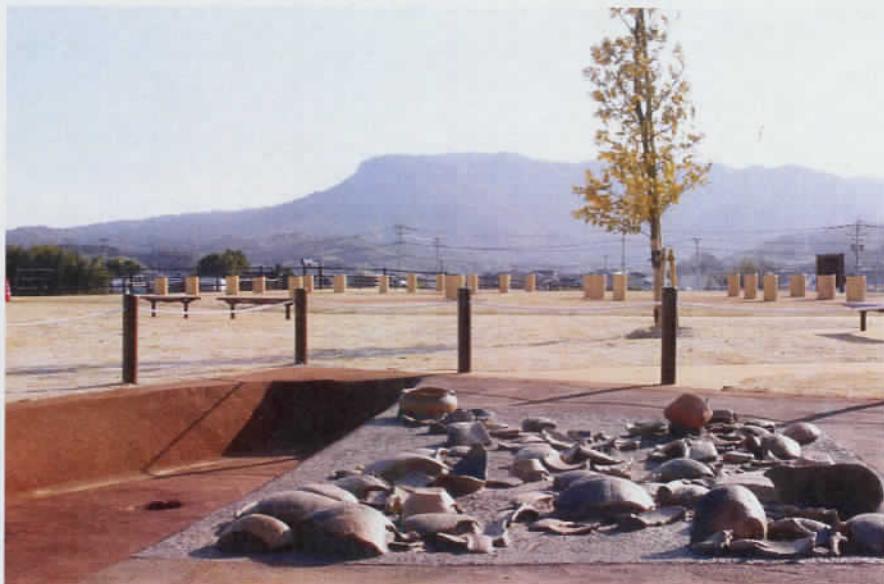
7. 参考資料

「法垣遺跡」『中津市文化財調査報告第64集』2013

8. 添付資料

- ①写真
- ②見取り図または配置図
- ③位置図
- ④字図
- ⑤その他参考となる資料
 - ・登記事項証明書
 - ・同意書

以上



24号竪穴住居跡－公園内整備状況－



掘立柱建物群－公園内整備状況－



看板－公園内整備状況－



24号竪穴住居跡



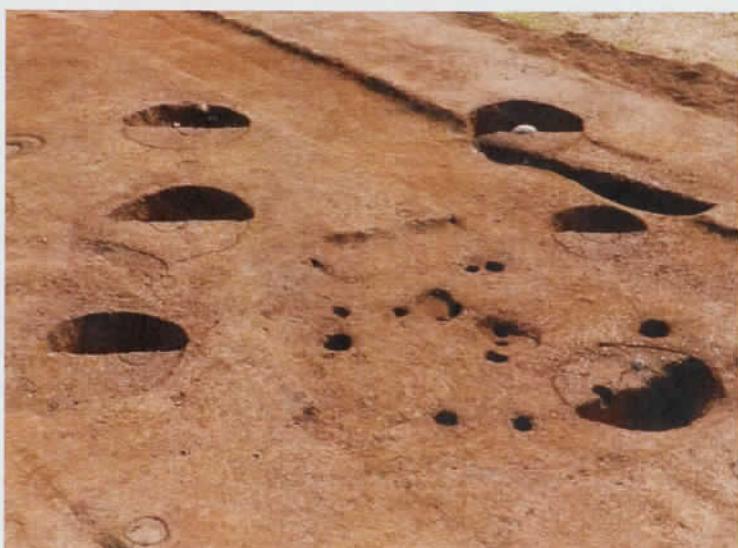
24号竪穴住居跡出土遺物



24号竪穴住居跡人骨出土状況



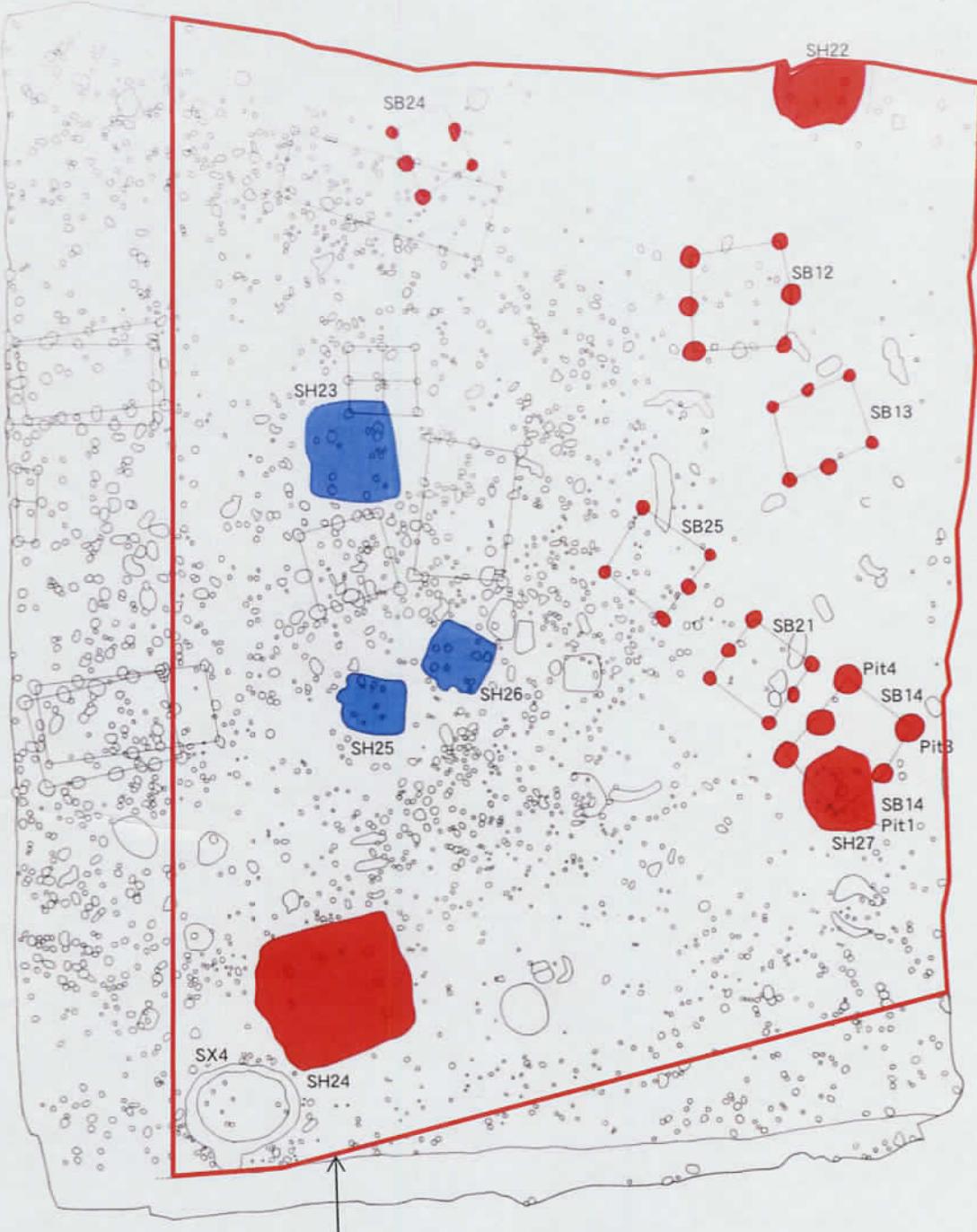
重要遺構検出地点(上が南)



14号掘立柱建物跡



14号掘立柱建物柱穴断面



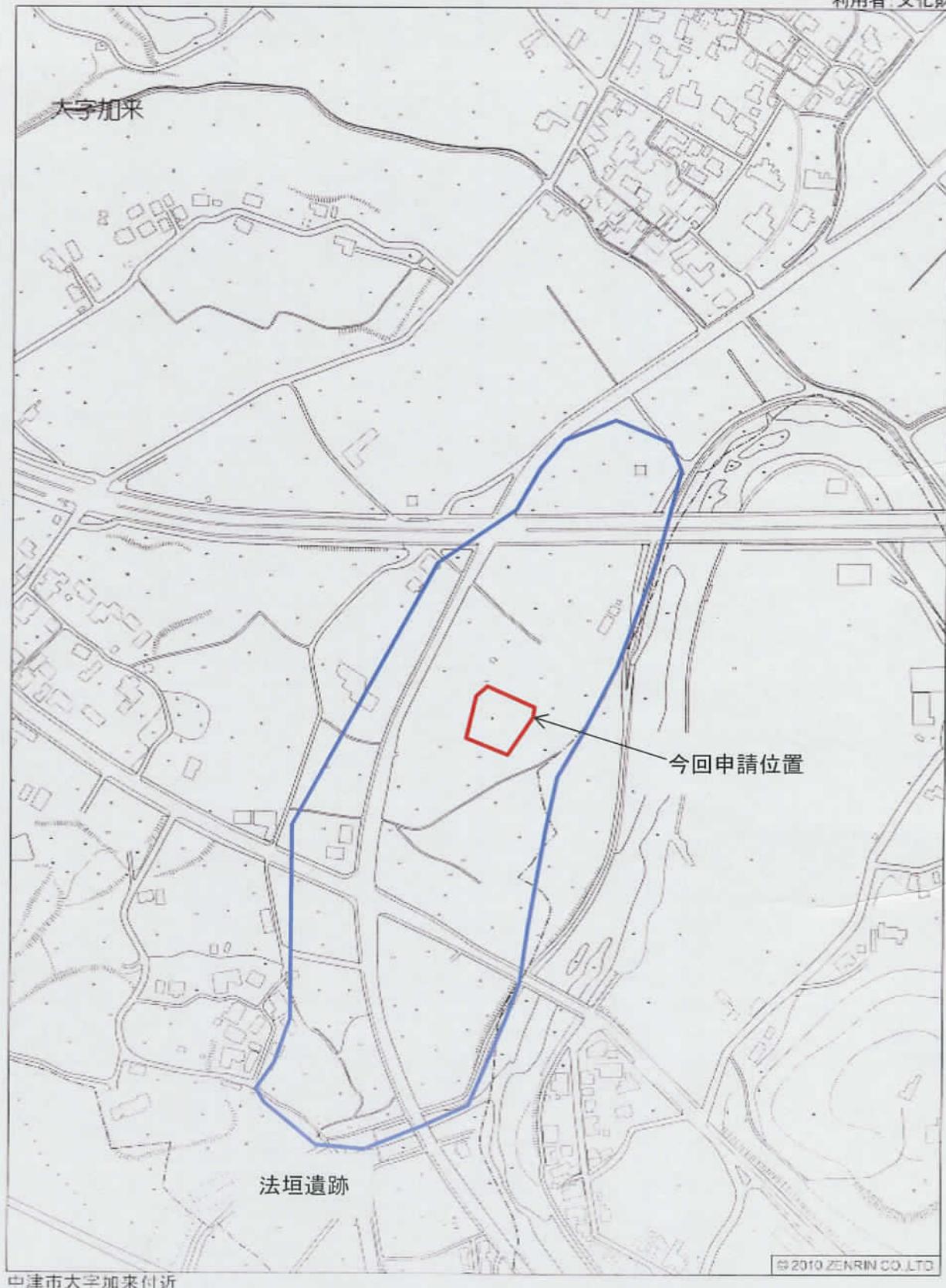
■ 繩文時代後期の遺構
■ 古墳時代後期の遺構

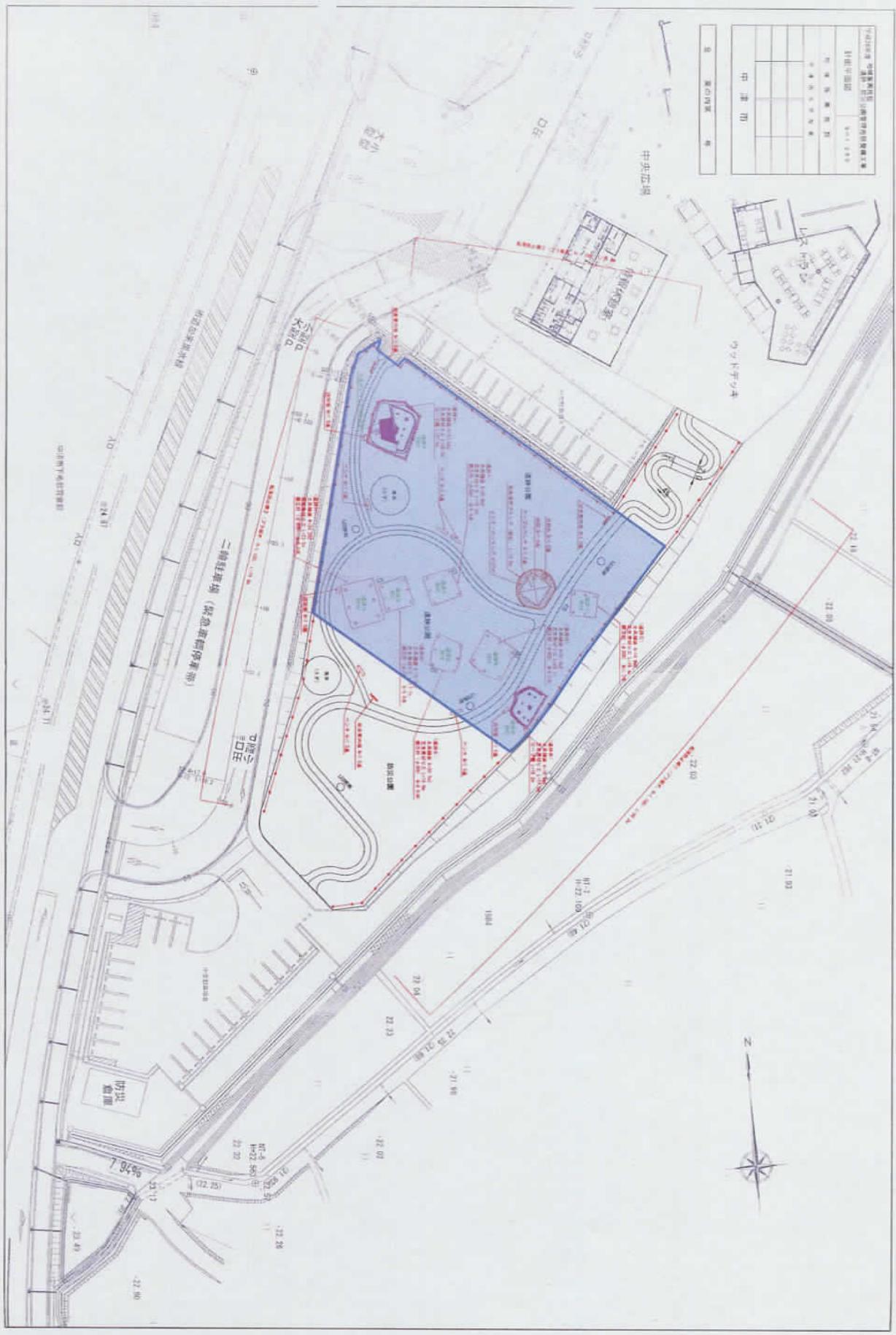
0 20m

重要遺構検出範囲

201008中津市[中津市南部 10図 G-2 中津市北部 158図 G-2]

利用者:文化財





第1号様式

平成 27 年 7 月 3 日

中津市教育委員会
教育長 廣畠 功 殿

住 所 中津市豊田町 14 番地 3
氏 名 中津市長 新 貝 正 勝

指 定 同 意 書

私の所有（占有）する下記の文化財を中津市指定史跡に指定することに同意します。

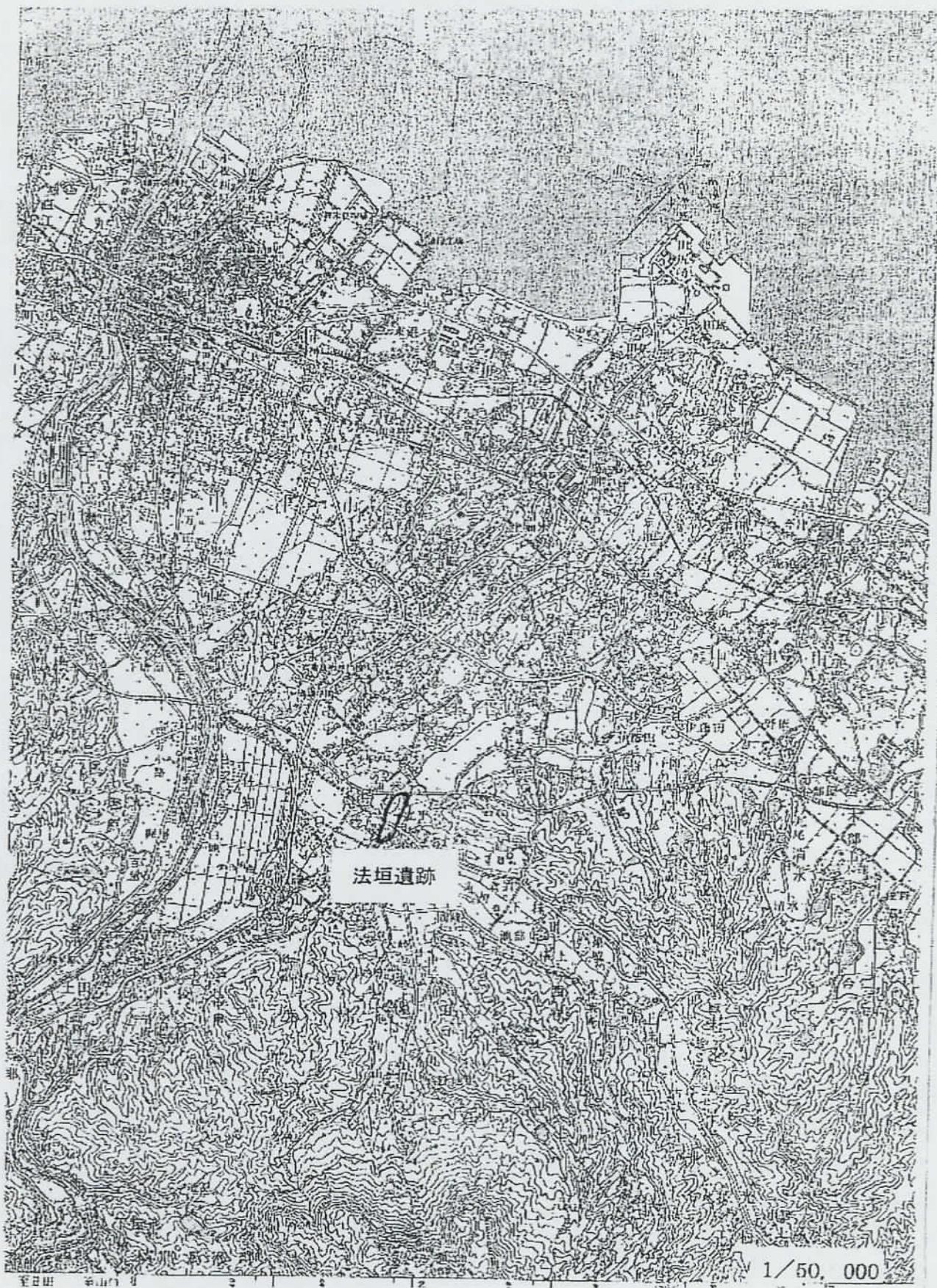
記

1 名称

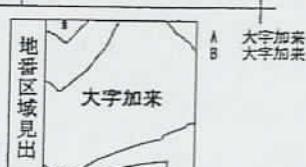
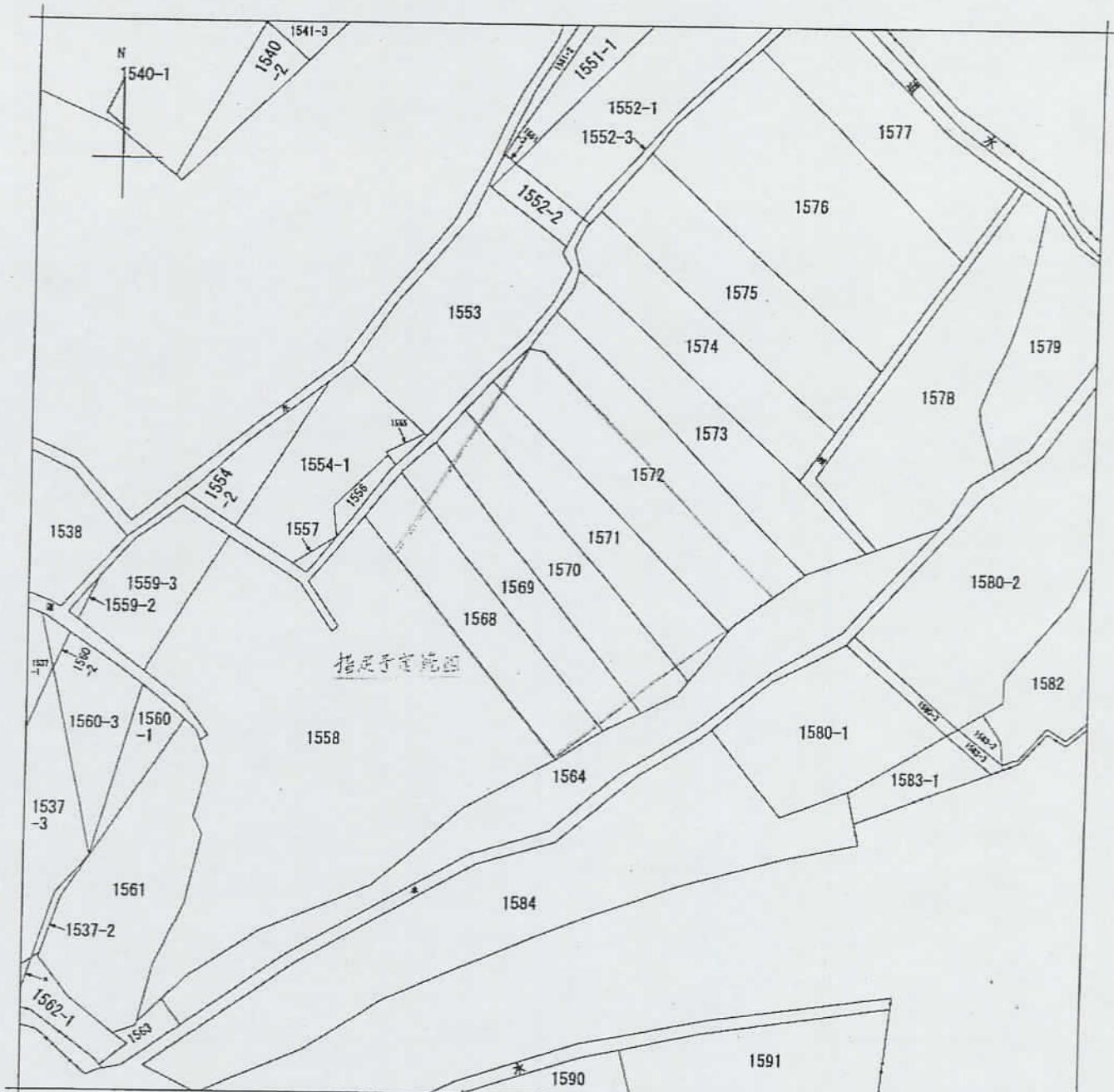
法垣遺跡

2 所在地（添付字図参照）

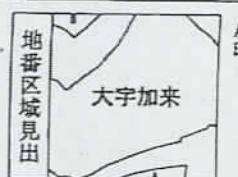
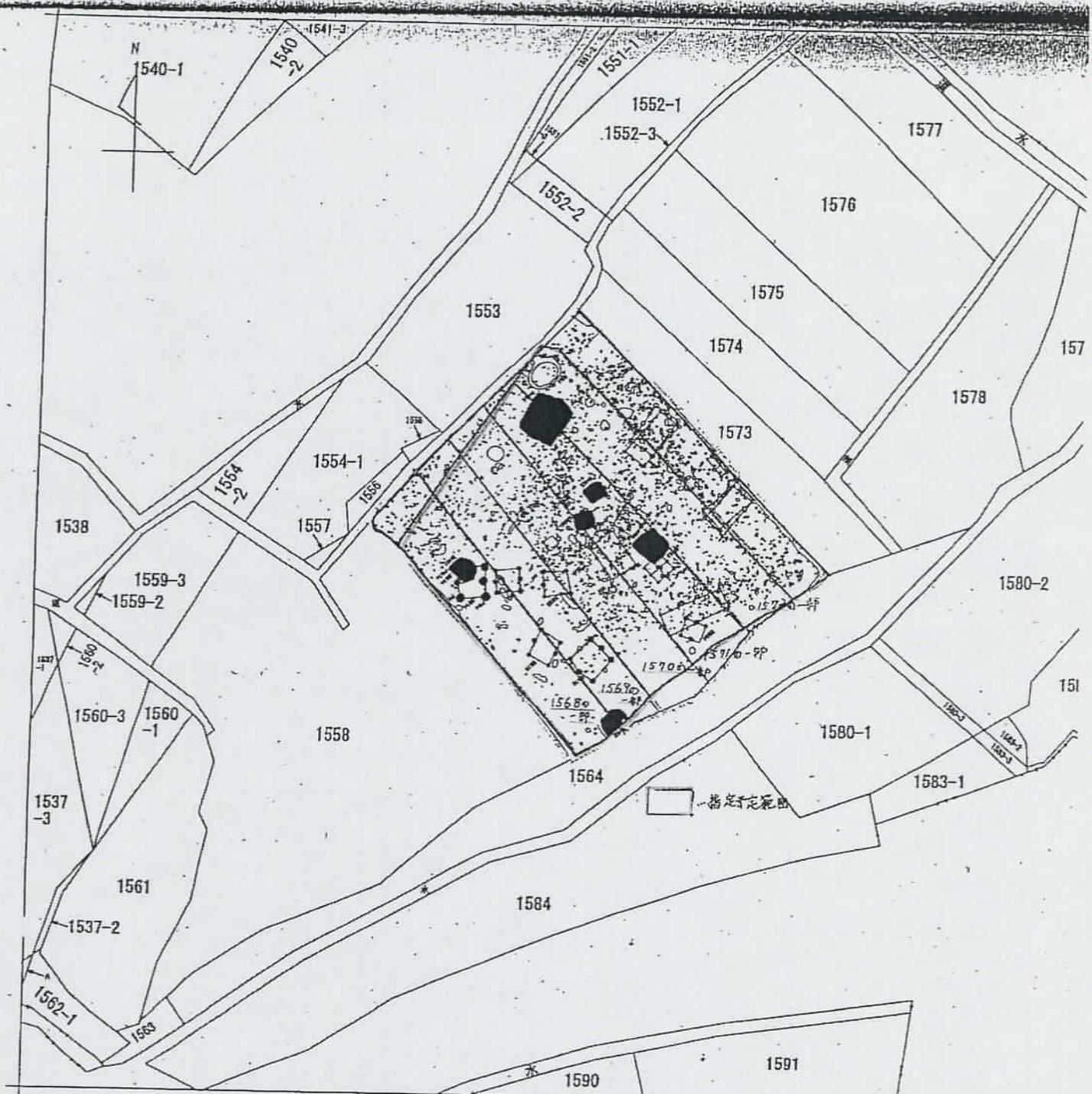
中津市大字加来 1568 番の一部
中津市大字加来 1569 番の一部
中津市大字加来 1570 番の一部
中津市大字加来 1571 番の一部
中津市大字加来 1572 番の一部



1/50,000



請求部分	所在	中津市大字加来字法垣				地番	1570番	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	
作成年月日	明治21年12月			備付年月日(原図)				
							補記項	



請求部分	所在	中津市大字加来字法垣				地番	1570番
出縮尺	1/600	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類
作成年月日	明治21年12月			備付年月日 (原図)			補記事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年11月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

議第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

第1条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年中津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名中「個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第5条を第6条とし、第4条第1項中「以下同じ。」を削り、同条第2項中「執行機関」の次に「(法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。)」を加え、同条の次の1条を加える。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあ

っては、その者を含む。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

執行機関	事務
1 中津市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 中津市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
3 中津市長	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年中津市条例第44号)による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 中津市長	中津市障害者福祉年金条例(平成16年中津市条例第51号)による障害者福祉年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 中津市長	在宅重度障害者住宅改造助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 中津市長	身体障害者福祉電話貸与事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
7 中津市長	身体障害者補助犬養育費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 中津市長	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成24年中津市条例第34号)によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 中津市長	障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 中津市長	病後児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
11 中津市長	高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
12 中津市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

13 中津市長	障害児保育対策事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
14 中津市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
15 中津市長	中津市敬老祝金条例（昭和37年中津市条例第31号）による敬老祝金の給付に関する事務であって規則で定めるもの
16 中津市長	中津市老人介護手当支給条例（平成16年中津市条例第58号）による老人介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
17 中津市長	中津市福祉の里づくり施設の設置及び管理に関する条例（平成16年中津市条例第59号）による中津市本耶馬渓総合福祉センター及び中津市山国高齢者生活福祉センターの入所に関する事務であって規則で定めるもの
18 中津市長	中津市耶馬渓生活支援ホームの設置及び管理に関する条例（平成18年中津市条例第68号）による生活支援ホームの入居に関する事務であって規則で定めるもの
19 中津市長	高齢者生きがい活動支援通所事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
20 中津市長	外出支援サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
21 中津市長	老人日常生活用具給付等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
22 中津市長	軽度生活援助員派遣事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
23 中津市長	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
24 中津市長	ひとり暮らし老人愛の訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
25 中津市長	緊急通報用電話貸与事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
26 中津市長	在宅高齢者住宅改造事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
27 中津市長	高齢者給食サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
28 中津市長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの
29 中津市長	中津市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成12年中津市条例第51号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
30 中津市長	中津市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成21年中津市条例第6号）による雇用促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

3 1 中津市長	中津市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成22年中津市条例第47号）による地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 2 中津市教育委員会	中津市奨学資金条例（昭和39年中津市条例第12号）による奨学資金の贈与に関する事務であって規則で定めるもの
3 3 中津市教育委員会	幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号）による保育料等の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの
3 4 中津市教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 5 中津市教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 6 中津市教育委員会	大分県地域改善対策奨学金等貸与条例等を廃止する条例（平成14年大分県条例第33号）附則第3項の規定により従前の例によることとされる同条例による廃止前の大分県地域改善対策奨学金等貸与条例（昭和58年大分県条例第13号。以下「旧大分県地域改善対策奨学金等貸与条例」という。）による奨学金等の返還の免除又は猶予に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 中津市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和

		33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 中津市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会

		生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給若しくは資金の貸付けに関する情報又は母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
3 中津市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
4 中津市長	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、医療保険給付関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 中津市長	中津市障害者福祉年金条例による障害者福祉年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）、私立

		学校教職員共済法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
6 中津市長	在宅重度障害者住宅改造助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報又は地方税関係情報
7 中津市長	身体障害者福祉電話貸与事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報
8 中津市長	身体障害者補助犬養育費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報
9 中津市長	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、年金給付関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
10 中津市長	障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
11 中津市長	病後児保育事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

		もの
12 中津市長	高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
13 中津市長	児童福祉法による子育て短期支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
14 中津市長	障害児保育対策事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、障害者関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
15 中津市長	介護保険法による地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
16 中津市長	中津市敬老祝金条例による敬老祝金の給付に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
17 中津市長	中津市老人介護手当支給条例による老人介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
18 中津市長	中津市福祉の里づくり施設の設置及び管理に関する条例による中津市本耶馬渓総合福祉センター及び中津市山国高齢者生活福祉センターの入所に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
19 中津市長	中津市耶馬渓生活支援ホームの設置及び管理に関する条例による生活支援ホームの入居に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
20 中津市長	高齢者生きがい活動支援通所事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

21 中津市長	外出支援サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
22 中津市長	老人日常生活用具給付等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
23 中津市長	軽度生活援助員派遣事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
24 中津市長	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
25 中津市長	ひとり暮らし老人愛の訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
26 中津市長	緊急通報用電話貸与事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
27 中津市長	在宅高齢者住宅改造事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
28 中津市長	高齢者給食サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
29 中津市長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、地方税関係情報又は年金給付関係情報であって規則で定めるもの
30 中津市長	中津市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
31 中津市長	中津市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例による雇用促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

3 2 中津市長	中津市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例による地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 3 中津市教育委員会	中津市奨学資金条例による奨学資金の贈与に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 4 中津市教育委員会	幼稚園の設置に関する条例による保育料等の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 5 中津市教育委員会	就学援助費に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 6 中津市教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 7 中津市教育委員会	旧大分県地域改善対策奨学金等貸与条例による奨学金等の返還の免除又は猶予に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表に次の1表を加える。

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 中津市教育委員会	中津市奨学資金条例による奨学資金の贈与に関する事務であって規則で定めるもの	中津市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 中津市教育委員会	幼稚園の設置に関する条例による保育料等の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの	中津市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 中津市教育委員会	就学援助費に関する事務であって規則で定めるもの	中津市長	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

4 中津市教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	中津市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 中津市教育委員会	旧大分県地域改善対策奨学金等貸与条例による奨学金等の返還の免除又は猶予に関する事務であって規則で定めるもの	中津市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの

第2条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、本案のように改正いたしたく提出する。

新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する法律に関する条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用の提供に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされたている者がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関する事務を効率的に検索し、及び管理するため必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行っている者がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる特定個人情報を、同表の中欄に掲げる事務を処理するため効率的に検索し、及び管理するため必要な限度で個人番号を利用できる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 略 (特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行っている者がある場合は、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第4欄に</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用 に關し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（個人番号の利用範囲）</p> <p>第4条 別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされたている者がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関する事務を効率的に検索し、及び管理するため必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行っている者がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる特定個人情報を、同表の中欄に掲げる事務を処理するため効率的に検索し、及び管理するため必要な限度で個人番号を利用できる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3・4 略 (特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行っている者がある場合は、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第4欄に</p>

改正後	改正前
<p>掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合には、その者を含む。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するとときとする。</p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p>	<p>掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合には、その者を含む。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するとときとする。</p> <p>2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p>
第6条	第5条

別表第1(第4条関係)		改正後		改正前	
		別表第1(第4条関係)			
執行機関	事務	執行機関	事務		
1 中津市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	1 中津市長	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和50年中津市条例第44号）による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの		
2 中津市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	2 中津市長	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成24年中津市条例第34号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの		
3 中津市長	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和50年中津市条例第44号）による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	3 中津市長	中津市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成12年中津市条例第51号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの		
4 中津市長	中津市障害者福祉年金条例（平成16年中津市条例第51号）による障害者福祉年金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	4 中津市長	中津市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成22年中津市条例第47号）による地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの		
5 中津市長	在宅重度障害者住宅改造成事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	5 中津市長	中津市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成21年中津市条例第6号）による雇用促進住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの		
6 中津市長	身体障害者福祉電話貸与事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	6 中津市長			
7 中津市長	身体障害者補助犬養育費助成事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	7 中津市長			
8 中津市長	中津市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成24年中津市条例第34号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	8 中津市長			
9 中津市長	障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	9 中津市長			
10 中津市長	病後児保育事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	10 中津市長			

		改正後	改正前
1 1	中津市長	則で定めるもの 高齢者・子育て世帯リフオーム支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
1 2	中津市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による子育て短期支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
1 3	中津市長	障害児保育対策事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
1 4	中津市長	介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
1 5	中津市長	中津市敬老祝金条例（昭和37年中津市条例第31号）による敬老祝金の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	
1 6	中津市長	中津市老人介護手当支給条例（平成16年中津市条例第58号）による老人介護手当の支給にあつて規則で定めるもの	
1 7	中津市長	中津市福祉の里づくり施設の設置及び管理に関する事務であつて規則で定めるもの 中津市福祉の里づくり施設の設置及び管理に関する条例（平成16年中津市条例第59号）による中津市本耶馬渓総合福祉センター及び中津市山国高齢者生活福祉センターの入所に関する事務であつて規則で定めるもの	
1 8	中津市長	中津市耶馬渓生活支援ホームの設置及び管理に関する事務（平成18年中津市条例第68号）による生活支援ホームの入居に関する事務であつて規則で定めるもの	
1 9	中津市長	高齢者生きがい活動支援通所事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
2 0	中津市長	外出支援サービス事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
2 1	中津市長	老人日常生活用具給付等事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	

		改正後	改正前
2 2	中津市長	軽度生活援助員派遣事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
2 3	中津市長	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
2 4	中津市長	ひとり暮らし老人愛の訪問事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
2 5	中津市長	緊急通報用電話貸与事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
2 6	中津市長	在宅高齢者住宅改造事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
2 7	中津市長	高齢者給食サービス事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	
2 8	中津市長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務であつて規則で定めるもの	
2 9	中津市長	中津市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成12年中津市条例第51号）による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	
3 0	中津市長	中津市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成21年中津市条例第6号）による雇用促進住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	
3 1	中津市長	中津市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成22年中津市条例第47号）による地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	
3 2	中津市教 育委員会	中津市奨学資金条例（昭和39年中津市条例第12号）による奨学資金の贈与に関する事務であつて規則で定めるもの	
3 3	中津市教 育委員会	幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号）による保育料等の減額又は免除に関する事務であつて規則で定めるもの	

改正後		改正前
3 4 中津市教 育委員会	就学援助費の支給に関する事務であつて規則で 定めるもの	
3 5 中津市教 育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務で あつて規則で定めるもの	
3 6 中津市教 育委員会	大分県地域改善対策奨学生金等貸与条例等を廃止 する条例(平成14年大分県条例第33号)附 則第3項の規定により従前の例による こととされる同条例による廃止前の大分 県地域改善対策奨学生金等貸与条例(昭和58年 大分県条例第13号。以下「旧大分県地域改善 対策奨学生金等貸与条例」という。)による奨学生 等の返還の免除又は猶予に関する事務であつて 規則で定めるもの	

改正後

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 中津市長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税及びこれらの方針による法律に基づく税の賦課徴収する地方税に係る事件の調査を含む。)に関する規則で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、生活保護法による保険の実施金の支給に係る情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であつて規則で定めるもの

改正前

別表第2(第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
1 中津市長	中津市重度心身障害者医療費の支給に関する事項(以下「住民票関係情報」という。)、生活保護法による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)、生活保護法による保険の実施に係る情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であつて規則で定めるもの
2 中津市長	中津市ひとり親家庭医療費助成によるひとり親家庭等の養手当法(昭和36年法律第238号)をいう。)若しくは高	住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)

改正後	改正前
	<p>医療費の助成に関する規則で定めるもの</p> <p>医療費の助成に関する規則で定めるもの</p> <p>医療費の助成に関する規則で定めるもの</p>
2 中津市長	<p>齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の徴収に関する規則で定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であるもの</p>

		改正前
改正後	改正前	
	福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に「障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援給付の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児養育者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給若しくは資金の貸付けに	

			改正後	改正前
3 中津市長	障害者の日常生活を総合的に支援するための法規に定められるもの	関する情報又は母子保健法(昭和40年法律第41号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する規則で定めるものの 住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報で定めるもの
4 中津市長	中津市重度心身障害者医する条例による重度心身障害者の助成に関する事務で定めるもの	中津市重度心身障害の支給による重度心身障害者の助成に関する事務で定めるもの 住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報で定めるもの	中津市重度心身障害の支給による重度心身障害者の助成に関する事務で定めるもの 住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報で定めるもの	中津市重度心身障害の支給による重度心身障害者の助成に関する事務で定めるもの 住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報で定めるもの
5 中津市長		中津市障害者福祉年金条例による障害者福祉年金の支給に関する事務で定めるもの	中津市障害者福祉年金条例による障害者福祉年金の支給に関する事務で定めるもの 住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報で定めるもの	中津市障害者福祉年金条例による障害者福祉年金の支給に関する事務で定めるもの 住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報で定めるもの

改正後	改正前
共済組合法による年金では 共済給付の支給若しくは ある保険料の徴収に関する情 報（以下「年金給付関係情 報」という。）又は中国 残留邦人等の円滑な帰国し た中国残障者との自立の支援に 定める法律（平成6年法 律第30号）による支援 給付又は配偶者支援金の 支給に関する情報であつ て規則で定めるもの	年金給付の支給若しくは ある保険料の徴収に関する情 報（以下「年金給付関係情 報」という。）又は中国 残留邦人等の円滑な帰国し た中国残障者との自立の支援に 定める法律（平成6年法 律第30号）による支援 給付又は配偶者支援金の 支給に関する情報であつ て規則で定めるもの
6 中津市長 在宅重度障害者住 宅改造成事業の実施に あるもの	在宅重度障害者住 宅改造成事業の実施に あるもの
7 中津市長 身体障害者福祉電 話貸与事業の実施に あるもの	身体障害者福祉電 話貸与事業の実施に あるもの
8 中津市長 身体障害者補助犬 養育費助成事業の実施に あるもの	身体障害者補助犬 養育費助成事業の実施に あるもの
9 中津市長 中津市ひとり親家 庭医療費助成に關 するもの	中津市ひとり親家 庭医療費助成に關 するもの

改正後		する条例によるひとり親家庭等医療費の助成について規事務で定めるもの	保護関係情報、地方税關係情報、児童扶養手当關係情報、年金給付關係情報又は医療保険給付關係情報であるもの	改正前
			住民票關係情報又は地方税關係情報であつて規則で定めるもの	
10 長	中津市	障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務であるも	規則で定めるもの	
11 長	中津市	病後児保育事業の実施に関する規則で定めるもの	住民票關係情報、生活保護關係情報、外国人生活保護關係情報、地方税關係情報又は児童扶養手当關係情報であつて規則で定めるもの	
12 長	中津市	高齢者・子育て世帯リフオーム支援事業の実施に関する事務であるも	規則で定めるもの	住民票關係情報又は地方税關係情報であつて規則で定めるもの
13 長	中津市	児童福祉法による子育て短期支援事業の実施に関する事務であるも	規則で定めるもの	住民票關係情報、生活保護關係情報、外国人生活保護關係情報、地方税關係情報又は児童扶養手当關係情報であつて規則で定めるもの
14 長	中津市	障害児保育対策事業の実施に関する事務であるも	規則で定めるもの	住民票關係情報、障害者関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報

			改正前
		改正後	
1 5	中津市 長	介護保険法による実施に関する事務で定めるもの	であつて規則で定めるもの
1 6	中津市 長	中津市敬老祝金条例による給付に關する業務であるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
1 7	中津市 長	中津市老人介護手当支給条例による支給に關する事務であるもの	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
1 8	中津市 長	中津市福祉の里づくり施設の設置及び管理による中津市福祉センター及び中津市山国高齢者生活性福祉センターの事務であるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの
1 9	中津市 長	中津市耶馬渓生活支援ホームの設置及び管理による生活支条例によるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの

		改正後		改正前
		規則で定めるもの	規則で定めるもの	
2 0 長 長	中津市	高齢者生きがい活動支援通所する事務の実施について規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの	
2 1 長 長	中津市	外出支援サービスの実施する事務について規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの	
2 2 長 長	中津市	老人日常生活用具給付等事務に関する事務について規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの	
2 3 長 長	中津市	軽度生活援助員派遣事務について規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの	
2 4 長 長	中津市	徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の実施する事務について規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの	
2 5 長 長	中津市	ひとり暮らしお老人愛の訪問事業の実施に関する事務について規則で定めるもの	住民票関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの	

		改正前	
		改正後	
2 6	中津市 長	緊急通報用電話貸 与事業の実施に關 する事務であるもの 規則で定めるもの	住民票關係情報、地方稅 關係情報又は障害者 關係情報であつて規則で定め るもの
2 7	中津市 長	在宅高齢者住宅改 造事業の実施に關 する事務であるもの 規則で定めるもの	住民票關係情報、地方稅 關係情報又は障害者 關係情報であつて規則で定め るもの
2 8	中津市 長	高齢者給食サービ ス事業の実施に關 する事務であるもの 規則で定めるもの	住民票關係情報又は障害 者關係情報であつて規則 で定めるもの
2 9	中津市 長	介護サービス等利 用者負担軽減に關 する事務であるもの 規則で定めるもの	住民票關係情報、生活保 護關係情報、外國人生活 保護關係情報、地方稅關 係情報又は年金給付關係 情報であつて規則で定め るもの
3 0	中津市 長	中津市特定公共賃 貸住宅の設置及び 管理による特定公 共賃住宅の管理に關 する事務であるもの 規則で定めるもの	住民票關係情報又は地方 稅關係情報であつて規則 で定めるもの
3 1	中津市 長	中津市雇用促進住 宅の設置及び管 理による雇用促進住 宅の管理による事務 であるもの	住民票關係情報又は地方 稅關係情報であつて規則 で定めるもの
3 2	中津市	中津市地域優良賃	住民票關係情報又は地方

改正後	改正前	税関係情報であつて規則	
		で定めるもの	で定める条例 及び 規則
長	賃住宅の設置及び 管理に関する条例 による地域及び共管する 事務であるもの	税関係情報であつて規則 で定めるもの	
3 3 中津市 教育委員会	中津市奖学資金条例 による奨学生の贈与に 関する事務であるもの	住民票関係情報又は地方 税関係情報であつて規則 で定めるもの	
3 4 中津市 教育委員会	幼稚園の設置による保 育料等の減額又は 免除に関する事務である もの	地方税関係情報であつて 規則で定めるもの	
3 5 中津市 教育委員会	就学援助費に関する事 務であるもの	住民票関係情報、生活保 護関係情報、外国人生活 保護関係情報又は地方税 関係情報であつて規則で 定めるもの	
3 6 中津市 教育委員会	特別支援教育就学 奨励費の支給に 關する事務である もの	住民票関係情報又は地方 税関係情報であつて規則 で定めるもの	
3 7 中津市 教育委員会	旧大分県地域改善 対策奨学生等貸与 条例による奨学生 等の返還の免除又 は猶予に関する事 務であるもの	住民票関係情報又は地方 税関係情報であつて規則 で定めるもの	

		改正後		改正前	
		定めるもの			
3	中津市長	中津市中津市特定公共賃貸住宅の設置及び管理による特例による条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	中津市中津市特定公共賃貸住宅の設置及び管理による特例による条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
4	中津市長	中津市地域優良賃貸住宅の設置及び管理による地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	中津市地域優良賃貸住宅の設置及び管理による地域優良賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
5	中津市長	中津市雇用促進住宅の設置及び管理に関する雇用促進住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	中津市雇用促進住宅の設置及び管理に関する雇用促進住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 中津市教育委員会	中津市奨学資金 条例による奨学資金の贈与に関する事務であつて規則で定めるもの	中津市長	住民票関係情報 又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
2 中津市	幼稚園の設置に	中津市長	地方税関係情報

教育委員会	改正後		改正前	
	規定する条例による保育料等の減額又は免除に関する事務であつて規則で定めるもの	あるつて規則で定めるものの	規定する条例による保育料等の減額又は免除に関する事務であつて規則で定めるもの	あるつて規則で定めるものの
3 中津市教会	就学援助費に関する事務であつて規則で定めるもの	中津市長	住民票関係情報、生活保護関係情報、生活保護外国人情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、生活保護外国人情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
4 中津市教会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	中津市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの
5 中津市教会	旧大分県地域改善対策奨学生等貸与条例による奨学生等の返還の免除又は猶予に関する事務であつて規則で定めるもの	中津市長	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの	住民票関係情報又は地方税関係情報であつて規則で定めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（第2条関係）

新旧対照表	改正後	改正前
	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行なうこととされている者がある場合は、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行なうこととされている者がある場合は、その者を含む。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため必要となる同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するとときとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行なうこととされている者がある場合は、その者を含む。）が、同表の第3欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行なうこととされている者がある場合は、その者を含む。）に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するため必要となる同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するとときとする。</p>

移動教育委員会について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成27年11月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

平成27年第2回移動教育委員会（平成27年12月中津市教育委員会定例会）
の開催について

平成27年12月27（日）開催の平成27年12月中津市教育委員会定例会については、
広く市民の皆さんに教育委員会を傍聴していただきたく機会を確保することによ
り、本市教育への理解と協力を深めていただくため、下記のとおり開催すること
としましたので、お知らせ致します。

記

1. 日 時 平成27年12月27日（日）午前10時～
2. 場 所 本耶馬渓支所 2階 会議室

報 告

2015 オリンピックデーラン中津大会について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成27年11月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

11月定例教育委員会 報告

行事名：2015 オリンピックデーラン中津大会

期 日：平成 27 年 11 月 8 日（日） 9:30（開会式）～

場 所：大貞総合運動公園野球場

内 容：

大貞総合運動公園野球場にて 2015 オリンピックデーラン中津大会を開催しました。中津市での開催は 4 回目で、今回参加したのはオリンピック・ムーブメントアンバサダーを務める荻原次晴さん（スキー・ノルディック複合）、宮下純一さん（水泳・競泳）と、オリンピアンの小島啓民さん（野球）、橋雅子さん（シンクロナイズドスイミング）、三浦淳寛さん（サッカー）、森上亜希子さん（テニス）の 6 名です。青空のもと、ジョギングやタグラグビーの体験などでたくさんの参加者と交流しました。

開会式では、荻原次晴さんが聖火のトーチを持ち、宮下純一さん、小島啓民さん、橋雅子さん、三浦淳寛さん、森上亜希子さんが JOC 旗を持ってエスコートキッズと会場に入場すると大きな歓声が上がりました。

また、今年度からオリンピック競技を気軽に体験できるようにタグラグビーのスポーツ体験を行いました。オリンピアンも参加し、子どもから大人まで参加者は笑顔でプレーをしていました。

トークショーでの貴重なお話や、オリンピアンとのふれあいを通じて、参加者がスポーツの楽しさを感じるイベントとなりました。



報 告

JOCオリンピック教室について

上記について、別紙のとおり報告いたします。

平成27年11月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 村瀬 裕美

11月定例教育委員会 報告

行事名：JOC オリンピック教室

期 日：平成 27 年 11 月 9 日（月）

耶馬渓中学校 9：40～11：30

本耶馬渓中学校 13：35～15：25

内 容：

耶馬渓中学校と本耶馬渓中学校の両校で、オリンピアン（オリンピック出場経験のあるアスリート）が教師役となり、オリンピアン自身の様々な経験を通して「オリンピズム」や「オリンピックの価値」等を伝える JOC オリンピック教室が行われました。

今回両校を訪れたのは、バスケットボールでアトランタ大会とアテネ大会に出場した永田睦子さんで、「運動の時間」「座学の時間」の時間を通して、「エクセレンス（卓越性）」、「フレンドシップ（友情）」、「リスペクト（敬意）」という 3 つの「オリンピックの価値」をご自身の経験等を交えて伝えました。

参加した生徒は、「オリンピックの価値」をグループで話し合い考えることで、オリンピックの価値がスポーツだけでなく、日常生活にも通じることを感じ、これから日常生活に活かしていきたいと意気込んでいました。



12月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催 し 物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日（火）	:				
2日（水）	:	議会開会			
3日（木）	:				
4日（金）	9:00	福澤諭吉記念第54回全国高等学校弁論大会	中津文化会館	社会教育課	
5日 土	:				
6日（日）	:				
7日（月）	:				
8日（火）	:				
9日（水）	:	議案質疑			
10日（木）	:				
11日（金）	:	各常任委員会（文教経済）			
12日（土）	:				
13日（日）	:				
14日（月）	:				
15日（火）	:	代表質問			
	18:30	第8回中津教師塾（講師：元プロ野球選手小野剛氏）	市庁舎大會議室	学校教育課	
16日（水）	:				
17日（木）	:	一般質問			
18日（金）	:	一般質問			
19日（土）	:				
20日（日）	:				
21日（月）	:	一般質問			
22日（火）					
23日（水）	:				
24日（木）	:	幼、小、中2学期終業式	各幼稚園、 小、中学校	学校教育課	
25日（金）	:				
26日（土）	:				
27日（日）	10:00	定例教育委員会	本耶馬渓支所	教育総務課	教育長他
28日（月）	:	議会最終日			
	:	仕事納め			
29日（火）	:				
30日（水）	:				
31日（木）	:				

11月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日（日）	:	中津市教育文化祭 (10/31～11/2)	中津文化会館 小幡記念図書館 福沢記念館	
1日（日）	:	中津偉人・感想文感想画コンクール作品展示(10/31～11/9)	中津文化会館 小幡記念図書館 福沢記念館	
2日（月）	:			
3日（火）	9:00	耶馬溪文化フェスティバル	耶馬溪公民館	
3日（火）	:	木村記念美術館・村上医家史料館・大江医家史料館・耶馬溪風物館 「文化の日」無料開放	木村記念美術館 村上医家史料館 大江医家史料館 耶馬溪風物館	
4日（水）	:			
5日（木）	:			
6日（金）	16:00	中津の偉人感想文・感想画等コンクール表彰式	福沢記念会館	
7日（土）	:			
8日（日）	9:30	2015オリンピックデーラン中津大会	大貞総合運動公園野球場	継続予定
9日（月）	9:00	オリンピック教室	本耶馬溪中 耶馬溪中	初めての取組み。続ける予定
10日（火）	:	久留米附設学校訪問		前向きな姿勢を中津でも
11日（水）	:			
12日（木）	:	文化庁に日本遺産協議		120以上申し込み、15団体選定
13日（金）	:			
14日（土）	9:30	第4回耶馬溪ダムもみじウォーキング	アクアパーク	学校、地域の人、教育委員会と学力向上について、前向きに協議 学校側の具体的取り組みを説明、地域 PTAなどと一緒に協議
15日（日）	:	中津市長選挙		
16日（月）	:	市長退任式		
17日（火）	:	新市長初登庁		
17日（火）	18:00	第7回中津教師義塾 講師：西川純 上越教育大学院教授	小楠コミュニティーセンター	
18日（水）	:	三光中学学力向上懇談会		PTAなどと一緒に協議
19日（木）	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
19日（金）	:	県教育委員会との協議		県の計画などについて協議
21日（土）	:			
22日（日）	9:00	第32回諭吉の里「なかつ」ハーフマラソン・ウォーキング大会	三光総合運動公園	
23日（月）	:			
24日（火）	:			
25日（水）	:	12月議会招集告示(議案発送) 議会開会(12/2)		
26日（木）	12:50	第3回大分県いじめゼロ子どもサミット	中津文化会館	中津開催
		城北中学学力向上懇談会		PTAなどと一緒に協議
27日（金）	13:30	第2回中津市授業研究会	山口小学校	
28日（土）	:			
30日（月）	:	中中・豊陽中学学力向上懇談会		PTAなどと一緒に協議